平成２２年（フ）第１２号
三重県度会郡南伊勢町飯満552番地59
債務者　寺田ふき子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第３号
新潟県佐渡市新穂北方1058番地１
債務者　祝　　秀一
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前10時
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第４号
新潟県佐渡市新穂北方1058番地１
債務者　祝　　留里
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前10時
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第４号
岩手県久慈市川貫第５地割19番地13
債務者　柳杭田律子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１７号
静岡県富士市今泉８丁目15番17号
債務者　中島　　宏
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第２８７号
岩手県奥州市水沢区字内匠田50番地
破産者　ヨダエーオートサービス株式会社
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第２４７０号
福岡市博多区竹下１丁目２番１号
破産者　有限会社宮脇酒店
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３４号
埼玉県吉川市中野156番地３
破産者　有限会社イナダ金型製作所
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第１９２５号
千葉県習志野市東習志野６丁目19番12号
破産者　進興ペイント株式会社
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１６号
福岡県久留米市通町104番地16
破産者　株式会社チクゴユニホーム
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成１９年（フ）第４４２号
長崎県北松浦郡江迎町田ノ元免1251番地２
破産者　田尻　博逸
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第５１８号
さいたま市岩槻区愛宕町２番７号　アタゴコーポラスアパート内17号室、旧住所さいたま市見沼区大字蓮沼728番地　レクセルマンション大宮大和田102号
破産者　山下伊佐夫
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７０６号
埼玉県幸手市大字上高野1743番地４
破産者　嶋　　洋平
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７４号
富山市総曲輪２丁目８番22号
破産者　細川　和人
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第８９８号
静岡県焼津市下小田469番地の８、旧住所静岡市駿河区小鹿３丁目13番９号　フローラ小鹿Ｄ102号
破産者　八木　勢也
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第７４４５号
大阪市都島区都島本通２丁目２番15号
破産者　廣瀬　智一
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０９号
大阪市此花区四貫島２丁目11番３号
破産者　小川　利夫
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８４０号
大阪府門真市島頭３丁目１番７号
破産者　髙智建設こと　髙智　俊博
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部